

## 秋田県告示第6号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり秋田県立男鹿水族館の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

令和6年1月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 指定管理者の住所及び名称  
男鹿市戸賀塩浜字壺ヶ沢93番地先  
株式会社男鹿水族館
- 2 指定の期間  
令和6年4月1日から令和16年3月31日まで